

施策コード 47	施策名 計画的な空間利用の推進	政策名 暮らしと生命を守る安全安心で快適なまちづくり
施策区分	主管部等名 建設部	課長名 松田 昌二
重点施策	施策関係課 建設管理課	内線 2750
	施策主管課 地域計画課	

1. 施策の目的と成果指標

施策の目的	施策の対象	対象指標	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度見込
		市内の土地、構造物、自然、地形	市域面積	km ²	658.76	658.76	658.76	658.76	658.76	658.76
		地域自治体を単位とした土地の区域の数	地区	20	20	20	20	20	20	20
施策の意図	成果指標		単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度目標
	計画に基づく整備、開発及び保全の誘導をする	地域土地利用方針が策定された地域自治体の数(累計)	地区	-	0	0	2	4	5	8
		都市計画法の地区計画、各種協定などの「地域の計画」を定めた数(累計)	地区	7	7	17	20	22	24	10
成果指標設定の考え方	地域自治体単位で、地域の实情に応じた土地利用や景観について方針を策定し、計画的な利用をしていく。方針の内容は個別計画へ反映される。したがって、地域自治体単位の土地利用方針が決まってくるのが計画に基づく土地利用の前提となるため設定した。 自主的な土地利用・景観育成等に取り組んだ地域が増えることが、その地域の土地利用の具体的なルールが定まり、一定の利用がなされるため、指標として設定した。									
成果指標の把握方法(算定式など)	地域土地利用方針が策定された地域自治体の数、平成19年度以降、地域自治体の20地区で随時策定。 地域の計画とは、地区計画・景観育成住民協定・屋外広告物の制限その他地域の特性に応じて地域が個別に取り組む土地利用に関する計画をいう。									
基本計画期間における施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)	<成果指標> 土地利用基本方針は、地域の特性と個性に応じたまちづくりを推進するため、地域自治体ごとに地域土地利用方針を策定していくことを目標としており、土地の面積の大小にかかわらず地域土地利用方針の策定が各地域自治体のまちづくりに繋がる。したがって、地域土地利用方針が策定された地域自治体の数とした。年に2地域自治体、23年までに8地域自治体の策定を目標とする。(土地の面積については、間接的な指標とする) ・「地区」と「地域」の用法が不明確であったため、以下に統一した。 ・「地域自治体」とは、市内20地区ごとの地域自治体をいう。 ・「土地利用基本方針」及び「地域土地利用方針」とは、それぞれ土地利用基本条例にいう土地利用に関する「方針」をいう。 ・「地域」とは、ある一定の土地の区域をいう。 ・「地区計画」とは、都市計画法にいう「地区計画」その他の「地区計画」をいう。 ・「地域の計画」とは、法令又は条例に基づく地区計画等の各種計画、各種協定その他土地利用に関する各種「決まりごと」をいう。 <成果指標> ・三遠南信自動車道開通その他の外部的要因がない限りは地域の計画の数は変化しないと想定される。地域の計画が策定されれば、補足的に地域の取り組みが行われることを想定した。 <前提条件> 土地は社会共通の資産であるという考えが必要である。									

2. 施策を担う主体

主体	施策の成果向上に向けた主体別の役割分担	ムトス指標と把握方法(把握方法と単位をカッコ書きする)	22年度実績	23年度目標
行政 市(国・県)	地域土地利用方針の策定(市民意向調査、統計等による将来予測) 地域の計画等の策定への支援・推進 地域の計画の運用・啓発(庁内調整・関係個別計画の連携した運用も含む)	地域土地利用方針が策定された地域自治体の数 地域の計画を策定した地域の数 市民説明会・協議会などの開催数	-1 -1 -20地区 (109回)	-8 -10 -20地区 (50回)
市民等 市民	行政との協働による地域土地利用方針の策定 地域の計画等の実践への参加 遊休農地の活用	地域土地利用方針に係る住民の数 地域の計画等の実践への参加数 実践に参加したグループ数、活用した面積	現段階は、行政の役割のみ数値設定	
事業者	計画への協力	協力した事業所数		

3. 施策の成果達成度の分析

(1) 施策の成果達成度に対する平成22年度事務事業の総括	
事務事業全体の振り返り(総括)	・各地区の課題を解決するため、地域の特性や個性に応じた地域土地利用方針を策定しようとする機運の高まりや、方針を主体的に運営しようとする地区が出始めた。 ・業界関係者と研修会を開催し、各種土地利用制度の周知を行ってきたことによる成果が上がってきている。事業着手前の相談も多くあり事前に情報を得られるため、地元調整も自治振興センターを通じて行っている。22年度の届け出は138件あり、中でも土地利用調整条例に基づく氾濫調整池の延べ調整容量は1111立法メートルとなり成果が上がっている。

(2) 施策の成果達成度とその考察			
平成22年度の実績評価と根拠(理由)	21年度と比べて成果が向上した	21年度と比べて成果は変わらなかった	21年度と比べて成果は低下した
	<ul style="list-style-type: none"> 松尾地域土地利用方針を23年1月11日より施行、またそれに基づく都市計画の変更(特別用途制限地域、用途地域、特別用途地区)手続きを完了した。これにより必要となる建築条令の改正手続きを完了した。 谷川、中央公園の改修に必要な、都市計画決定(道路、公園)を行い、羽場地区の一部について建築基準法22条区域を拡大した。 関係団体主催の勉強会に参加し、各計画、条例、規則の周知を行った。 桜並木の整備に向けて国際交通安全学会と協働し、ラウンドアバウト社会実験に取り組んだ。 川路地区の不適格広告物の撤去が県の元気づくり支援金を得てほぼ完了した。(残3件猶予期間である25年9月までに撤去) 		
平成23年度の目標達成見込み	23年度で目標は達成できる	23年度での目標達成は難しい	

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者等による利害関係が一層多様化することが見込まれるため、地域自治組織の発足による地域別構想の策定など、地域自治体の機運が高まる時に地域土地利用方針を策定することが望ましい。 三遠南信自動車道飯高道路建設の進捗に伴い、屋外広告物等景観形成への検討が必要と思われる。
この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	<ul style="list-style-type: none"> 議会、地域自治体共に、まちづくり委員会の役割が重要であるという意見が出されている。 議会、推進委員会、地域自治体からは、地域土地利用方針の策定にあたっては市民の意見の反映を図りながら、行政の支援を要望するという意見が寄せられている。 土地利用計画を策定だけでなく、運用を重視すべきであるとの提言がある。

5. 施策の事業(一般会計及び一部特別会計を含む)

	19年度決算	20年度決算	21年度決算	22年度決算見込み	23年度決算
施策事業費(人件費を除く)(千円)	21,748	18,289	10,701	12,015	
関連する事務事業の数(事業)	5	3	3	3	

6. 前期4年間の取組評価(総括)

施策の目的達成(対象を意図する状態にする)に向けて、前期4年間で重点的に取り組んできた事項とその評価	<ul style="list-style-type: none"> 地域の想いと潜在力を融合し、地域の主体的な取り組みと行政が協働する仕組みを基に、地域土地利用方針の策定を進めてきた。 土地利用計画は市民と行政が協働で検討し、市が策定するものである。市民と一体となり協議し実行することで、住民が主体となって取り組み自らの土地利用計画となっている。 この4年間における各種会議の開催や検討の回数は下記の通りであり、成果指標向上のために、地元関係者と協働して策定した計画となった。 <table border="0"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用関係条例、規則、要領の制定、改正 土地利用基本方針、景観計画、緑の基本計画の策定、改正 土地利用関係制度の普及、啓発 地区の検討組織立ち上げ、地域土地利用方針の検討 土地利用基本方針に基づき運用(都市計画の変更等) 土地利用計画審議会及び都市計画審議会の運営 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 条例等制定改正数45件 計画等制定数 15件 説明会の開催数 100件 地域計画・地区計画検討回数 525回 都市計画決定、変更件数 10件 土地利用計画・都市計画審議会の開催数 17回 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用関係条例、規則、要領の制定、改正 土地利用基本方針、景観計画、緑の基本計画の策定、改正 土地利用関係制度の普及、啓発 地区の検討組織立ち上げ、地域土地利用方針の検討 土地利用基本方針に基づき運用(都市計画の変更等) 土地利用計画審議会及び都市計画審議会の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 条例等制定改正数45件 計画等制定数 15件 説明会の開催数 100件 地域計画・地区計画検討回数 525回 都市計画決定、変更件数 10件 土地利用計画・都市計画審議会の開催数 17回
<ul style="list-style-type: none"> 土地利用関係条例、規則、要領の制定、改正 土地利用基本方針、景観計画、緑の基本計画の策定、改正 土地利用関係制度の普及、啓発 地区の検討組織立ち上げ、地域土地利用方針の検討 土地利用基本方針に基づき運用(都市計画の変更等) 土地利用計画審議会及び都市計画審議会の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 条例等制定改正数45件 計画等制定数 15件 説明会の開催数 100件 地域計画・地区計画検討回数 525回 都市計画決定、変更件数 10件 土地利用計画・都市計画審議会の開催数 17回 		
施策の現状と課題	<p>現状: 「土地は、個人のもの」という私有財産優先の認識が定着しており、地域が一体となった取り組みの障害となっている。</p> <p>課題: 地域が一体となった土地利用を推進することで良好な社会環境を形成する。このことが地域の活性化にもつながるという認識の定着が課題である。また、座光寺や川路など、地区の活動主体への継続的な支援が必要である。人口減少、高齢化社会をむかえ、土地を介してまちづくりを行う必要がある。</p>		
主体別の役割の発揮状況	<p>地域土地利用方針の策定に当たっては、まちづくり委員会が主体となった検討組織を立ち上げて検討を行っている。検討組織には関係する多様な主体の参加が得られるとともに、住民自ら策定した方針となるため、関係者の協力が得られる。座光寺や川路地区では住民自ら策定した計画を、住民が主体となって運営している地域もある。また松尾地区では地域で合意を得られた方針を積み上げながら検討を継続している。</p>		
行政として多様な主体に対する協働の働きかけの状況	<p>まちづくり委員会との協議により、随時検討組織を立ち上げ、地域土地利用方針の策定作業を進めている。策定された方針の運営に当たっては、地区が取り組むまちづくりを支援するための情報提供を行うとともに、座光寺や川路地区の例のとおり、地区と行政の役割分担に基づく協働によるまちづくりに取り組んでいる。懇談会の開催数109回</p>		
多様な主体の協働を推進していくための課題	<p>土地は社会共通の資産であるという考え方が、広く市民に理解されることが必要。</p>		